

参 考 資 料

これまでの県出資法人の見直しに関する取組

県出資法人のあり方に関する見直し指針

(平成17年2月15日 愛媛県行政改革・地方分権推進
本部会議決定)

第三セクターに関する指針

(平成15年12月12日付け 総務省自治財政局長通知) 抜粋

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな
指針の策定について

(平成17年3月29日付け 総務事務次官通知) 抜粋

これまでの県出資法人の見直しに関する取組

1 「行政改革大綱」(平成8～10年度)

自立・自助努力を基本としたより一層の効率的運用を図るため、組織、人員配置、業務内容等について見直しを行い、簡素合理化、適正化を図る。

また、類似の事業を実施しているもの等で、事業の整合性・規模の経済性・利便性の向上などから条件が整ったものについては、統合や運営の一元化を進める。

《取組実績》

年 度	取組事項	内 容 等
平成8年度	基金運用の改善	(財)えひめ女性財団等20法人
	事業・組織の見直し	(財)愛媛県国際交流協会等16法人
平成9年度	統合	(財)愛媛テクノポリス財団と(財)愛媛県技術開発振興財団の統合等(4法人 2法人)
	基金運用の改善等	(財)愛媛の森林基金等5法人

2 「新行政改革大綱」(平成11～13年度)

設立目的、業務内容、運営状況について検討し、事業の整合性や規模の経済性・利便性の向上などの観点から条件が整ったものについては、統合や運営の一元化を進める。

《取組実績》

年 度	取組事項	内 容 等
平成11年度	事業・組織の見直し	会費収入の増(財)愛媛県暴力追放推進センター)
平成12年度	統合	(財)愛媛県社会経済研究財団と(財)愛媛県まちづくり総合センターの統合等(2法人 1法人)
	廃止	(財)愛媛県農業拓殖基金協会の廃止
	事業・組織の見直し	財産運用方法の変更、臨時職員への振替等((財)えひめ女性財団等7法人)
平成13年度	統合	(財)愛媛県文化振興財団と(財)愛媛県県民文化会館の統合等(5法人 2法人)
	事業・組織の見直し	収入増加、経費節減等(松山空港ビル㈱等8法人)
	その他	「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」の制定

3 「行政システム改革大綱」(平成14～17年度)

経営状況の点検・評価を行い、民間や市町村と競合する業務の整理縮小や、低金利時代に対応した経営基盤の充実強化などの観点から、引き続き、統廃合や事業・組織の見直し等経営改善を図る。

また、経営改善を進める中で法人の自立化を促しながら、県からの派遣職員の引揚げや県支出金の削減等に取り組むほか、法人自らの情報公開の実施を促す。

《取組実績》

年 度	取組事項	内 容 等
平成14年度	統合	(財)愛媛県農業開発公社と(財)愛媛県農林漁業後継者育成基金の統合(2法人 1法人)
	その他	累積赤字のある法人の経営改善(南レク株(本社移転、組織体制の変更、「南レク施設利用促進計画」の策定等))
平成15年度	統合	(社)愛媛県畜産会、(社)愛媛県家畜畜産物衛生指導協会、(社)愛媛県肉畜価格安定基金協会を統合(3法人 1法人)
平成16年度	廃止	(財)愛媛県長寿社会振興協会の廃止
平成17年度	廃止	(財)愛媛県保健医療財団の廃止、(財)愛媛県篤志献体協会の廃止
	統合	(財)松山コンベンションビューローと松山市観光協会(任意団体)を統合し、(財)松山観光コンベンション協会発足

県出資法人のあり方に関する見直し指針
(平成17年2月15日 愛媛県行政改革・地方分権推進本部会議決定)

1 見直し指針策定の経緯

県出資法人は、行政が直接対応することが困難又は行政が直接対応するよりも効果的・効率的に実施することが可能な分野で、民間部門が対応できない公共的な事業を民間の経営ノウハウ等を活かしながら実施することを目的に設立されているが、社会経済情勢が大きく変化する中で、民間との役割分担や経営等における様々な課題が生じるなど、そのあり方が問われており、特に、施設管理型の県出資法人については、地方自治法改正による指定管理者制度の導入に伴い、民間との厳しい競争に直面している。

このため、県民サービスの向上という本来の役割を果たすためには、業務や組織のスリム化など、簡素・効率化を進め、健全な経営体制を確保する必要がある。

2 県出資法人に係る近年の取組

県では、これまでも「行政改革大綱」(平成8～10年度)、「新行政改革大綱」(平成11～13年度)、「行政システム改革大綱」(平成14～17年度)に基づき、県出資法人の効率的な運営と県行政の適正な執行を図る観点から、見直しに取り組んできた。

年 度	主 な 取 組 の 内 容
平成9年度	(財)愛媛テクノポリス財団と(財)愛媛県技術開発振興財団を統合し、(財)愛媛県産業技術振興財団を設立 (財)愛媛県中小企業近代化公社と(財)愛媛県下請企業振興協会を統合し、(財)愛媛県中小企業振興公社を設立
平成12年度	(財)愛媛県社会経済研究財団と(財)愛媛県まちづくり総合センターを統合し、(財)えひめ地域政策研究センターを設立 (財)愛媛県農業拓殖基金協会の廃止
平成13年度	(財)愛媛県産業技術振興財団を母体に、(財)愛媛県産業情報センター及び(財)愛媛県中小企業振興公社を廃止し、(財)えひめ産業振興財団として統合 (財)愛媛県文化振興財団に(財)愛媛県県民文化会館を統合
平成14年度	(財)愛媛県農業開発公社を母体に、(財)愛媛県農林漁業後継者育成基金を廃止し、(財)えひめ農林漁業担い手育成公社として統合
平成15年度	(社)愛媛県畜産会を母体に、(社)愛媛県家畜畜産物衛生指導協会(25%以上出資団体)及び(社)愛媛県肉畜価格安定基金協会(25%未満出資団体)を廃止し、(社)愛媛県畜産協会として統合

3 県出資法人のあり方の検討

(1) 基本的な考え方

行政需要への迅速かつ柔軟な対応のため、県ではカバーしきれない分野を担う「行政補完型法人」については、自己評価を行うなど今日的意義や経営状況の点検を行いながら存続させる。

一方、社会経済情勢の変化に伴って、県が関与することがむしろ、民間の創意を妨げ、経営の効率性を損なうおそれのある「自立独立型法人」については、その関与のあり方を見直す。

(2) 検討方法

「第三セクターに関する指針」(平成15年12月12日付け総務省自治財政局長通知(以下「国指針」という。))に基づいた各出資法人の自己評価に加え、政策事務事業評価及び公共施設評価の評価結果や指定管理者制度の動向を踏まえ、決算状況の分析等を通じて、県出資法人のあり方について総合的に検討。

見直しの基本的な方向

- 目的適合性
- 法人が行っている事業と、その事業の必要性及び実施主体の妥当性
- 計画性
- 経営目的・方針が各種計画に反映され、計画・立案・見直しが行われているか
- 経営管理の視点
- 法人の業務がどのような効果を上げているか、どのように整備、改善されているか
- 財務状況
- 収益性、安全性の判断
- 事業の目標と成果

(3) 対象法人

県が25%以上出資又は出捐している法人(公益法人21、特別法人4、商法法人4の合計29法人)とする。(25%未満の出資をしている法人についても意見を提出する。)

(4) 検討期間

平成17年度から21年度までの5か年とする。

(5) 検討項目等

項目	主な視点(見直しの考え方)	見直しの方向性
出資目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民ニーズや制度の変化などにより、当初の設立の目的が達成されていないか ・ 社会経済情勢の変化により、事業の公共性・公益性が薄れていないか ・ 県からの収入依存度が高いものや、職員一人当たりの事業量が過小など、効率性の観点から県が直接実施することが適当ではないか 	必要性等が薄れた法人は廃止
類似性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的や事業内容が他の出資法人と類似していないか 	統合
事業規模の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の規模が過小(事業規模が1,000万円未満、常勤の役職員が5人未満等)ではないか 	廃止又は統合
出資意義の再検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出資後一定期間が経過し、黒字が定着していないか 	出資率の引き下げ(株式譲渡)
事業運営方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主事業比率が低い、あるいは、再委託比率が高くないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部経営環境を踏まえた見直し
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公の施設の管理を受託している法人は、指定管理者制度導入を踏まえ、運営方法や組織体制等を総合的に検討 	指定管理者の選定状況を見て判断
財務状況の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欠損金・累積欠損の状況はどうか ・ 収支状況はどうか ・ 県からの収入依存度が高過ぎないか ・ 管理費の総支出額に占める割合が高過ぎないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部経営環境を踏まえた見直し ・ 経営改善を行いつつ存続

(6) 出資法人ごとの見直しの方向性

出資法人ごとの見直しの方向性

- ・ 廃止
- ・ 統合
- ・ 出資率の引下げ（株式の民間譲渡）
- ・ 収支に見合った組織体制の構築
- ・ 経営環境を踏まえた見直し
- ・ 経営改善を行いつつ存続

全ての出資法人に共通した見直し

- ・ 国指針に基づく自己点検の実施
- ・ 経営改善に向けた取組（中期経営計画の策定）
- ・ 監査体制の強化
- ・ その他

4 見直しの実施

(1) 改革計画の策定

平成 17 年度は、当方針に基づいた県出資法人ごとの改革計画の策定を行う。

(2) 進捗状況の点検等

平成 18 年度以降は、有識者で構成する点検評価委員会を設置し、改革プランの進捗状況を進行管理するとともに、毎年度の決算状況などを元に点検評価を行う。

第三セクターに関する指針
(平成 15 年 12 月 12 日付け総務省自治財政局長通知) 抜粋

第 3 運営の指導監督等に当たっての留意事項

2 定期的な点検評価

- (1) 出資を行った地方公共団体は、事務事業に関する政策評価等を活用しつつ、第三セクターの点検評価を定期的に行うことが適当であること。この場合、対象事業に関わる行政施策を担当する部局だけではなく、行財政改革全般を担当する部局の関係者、公認会計士等の経営に関する有識者、第三セクターの経営責任者等で構成される点検評価を行うための委員会を設置するなどにより行うことが適当であること。

地方公共団体における行政改革のための新たな指針
(平成 17 年 3 月 29 日付け総務事務次官通知) 抜粋

第 1 計画的な行政改革の推進と説明責任の確保

1 行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表

(2) 集中改革プランの公表

行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、 から まで掲げる事項を中心に平成 17 年度を起点とし、おおむね平成 21 年度までの具体的な取組を住民に分かりやすく明示した計画(以下「集中改革プラン」という。)を平成 17 年度中に公表すること。

その際、可能な限り目標の数値化や具体的かつ住民に分かりやすい指標を用いることとする。

第三セクターの見直し

第 2 行政改革推進上の主要事項について

1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(6) 第三セクターの抜本的な見直し

特に次の事項に留意し、更なる経営改革に積極的に取り組むこと。

外部の専門家を活用する等監査体制を強化するとともに、行政評価の視点も踏まえた点検評価の充実・強化を図ること。